

さくらだより9月号

鍼灸 / 按摩マッサージ版

発行日
H30.09.20
発行
さくら鍼灸按摩
マッサージ師会

10月1日から適用される一部改訂について

◆改訂内容

	現行	改定後	
同意書の期間	3ヶ月	6ヶ月	10月1日以降、再同意を取る場合、同意書の有効期間が6ヶ月になります
New 施術報告書交付料		300円	再同意の際、医師に施術報告書の原本を提出し、その施術報告書の写しをレセプトに添付する事によって、算定できます（同意期間中1回のみ）

※同意書の期間についてですが、10月より前に取っている同意書の期間は有効です。

(例) 9月17日～9月30日の間に取った同意書→12月31日まで有効。

10月に再同意を取り直す必要はありません。

10月1日以降に再同意をする場合、期間が6ヶ月になり、
施術報告書の写しを添付することで施術報告書交付料が適用されます。

施術報告書について

施術報告書の用紙に関してですが、厚生労働省公式 HP の「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の改定等について」の項目にて、施術報告書の様式のダウンロードが可能ですので、ダウンロードしたものを印刷してご使用ください。
ダウンロードできる環境が無い等、用意が難しい会員様に関しましては、さくら鍼灸按摩マッサージ師会にご連絡いただければこちらで印刷したものを FAX にてお送りいたしますので、お気軽にお問い合わせください。

↓厚生労働省（療養費の改定等について）の HP

URL : <https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/01.html>

次回レセプトの締め切り

平成30年10月15日(月)18:00

必着です。配達日をご指定ください。
尚、**DM 便は不可となります**。ご協力をお願いいたします。

最終通知です

未届の有資格者は保健所へ届出をして下さい

- ①開設届又は一部変更届の写し（最新の状態）
- ②鍼灸・あん摩マッサージ師全勤務者の免許証の写し

上記2点、未提出の会員様は早急に提出してください！！

10月31日までに受領委任の取り扱いの申請ができない場合、
1月1日からの受領委任制度に間に合いません。

間に合わなかった場合、保険請求ができなくなる恐れがあります。

書類不備等で再送して頂いたり、
確認事項等などお時間を頂く事がありますので、
1日も早い郵送をお願い致します。



ご不明な点等あれば、さくら鍼灸按摩マッサージ師会へご連絡ください。

TEL047-411-6082

同意期間のお知らせ

来月提出となる、平成30年9月に得た同意書の同意期間は

- | | |
|-----------|----------------|
| 1～15日の同意 | ：平成30年11月30日まで |
| 16～30日の同意 | ：平成30年12月31日まで |
- となります。（医師から同意期間の定めが無い場合に限りです。）

また、医師により同意期間の定めがある場合は、レセプトへの記載は医師の指示通りとなりますが、実際の期間は上記の通りとなりますので、ご注意ください。

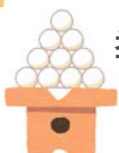
※徒手矯正は該当しませんので、お間違いの無いようお願いいたします。

レセプト提出について

！ ご連絡ください！

「期限に間に合わない」「PCの不具合などで翌月請求に回す」等々、レセプトを提出されない会員様は、**必ず、事前に会までご連絡**を頂けます様お願い申し上げます。

締切日を過ぎた申請書は当月受付が不可能となり、翌月請求としての処理になります。



季節の変わり目は体調管理に気を付けましょう。

